

近畿北陸整備局 緑資源機構分収造林契約 新規契約箇所一覧（平成18年度）

整理番号	分収造林契約地の所在市町村 (合併前の市町村) ^{*注1}	契約面積 (ha)	選定基準 ^{*注2}	重点化基準 ^{*注3}	B/C ^{*注4}	備考(重点化基準の具体的内容)
1	石川県輪島市(輪島市)	6	㊦	㊸	2.27	(町野地区広域簡易水道)
2	石川県輪島市(輪島市)	7	㊦	㊸	2.67	(町野地区広域簡易水道)
3	石川県加賀市(江沼郡山中町)	7	㊦	㊸	2.72	(手取川流域)
4	石川県鳳珠郡能登町(鳳至郡柳田村)	6	㊦	㊸	2.65	(町野地区広域簡易水道)
5	福井県大野市(大野郡和泉村)	16	㊦	㊸②	3.32	(①九頭竜川流域 ②九頭竜ダム)
6	福井県大野市(大野郡和泉村)	58	㊦	㊸②	3.31	(①九頭竜川流域 ②九頭竜ダム)
7	福井県大野市(大野郡和泉村)	67	㊦	㊸②	3.32	(①九頭竜川流域 ②石徹白ダム)
8	京都府福知山市(加佐郡大江町)	40	㊦	㊸③	2.15	(①由良川流域 ③福知山市大江町中央簡易水道)
9	京都府綾部市	13	㊦	㊸	1.83	(由良川流域)
10	京都府南丹市(船井郡園部町)	16	㊦	㊸	2.46	(淀川流域)
11	京都府船井郡京丹波町(船井郡和知町)	30	㊦	㊸②	1.82	(①由良川流域 ②和知ダム)
12	京都府船井郡京丹波町(船井郡瑞穂町)	7	㊦	㊸②	1.84	(①由良川流域 ②和知ダム)
13	兵庫県豊岡市(出石郡但東町)	8	㊦	㊸	2.49	(円山川流域)
14	兵庫県豊岡市(城崎郡竹野町)	16	㊦	㊸	2.48	(竹野町簡易水道)
15	兵庫県南あわじ市(三原郡西淡町)	7	㊦	㊸	2.92	(釜池(農業用ため池))
16	兵庫県朝来市(朝来郡山東町)	4	㊦	㊸	2.48	(併括管理(円山川流域))
17	兵庫県神崎郡神河町(神崎郡大河内町)	29	㊦	㊸	2.23	(大河内簡易水道)
18	兵庫県美方郡香美町(城崎郡香住町)	35	㊦	㊸	2.49	(佐津簡易水道)
19	兵庫県美方郡香美町(美方郡村岡町)	26	㊦	㊸	2.49	(入江ダム)
20	兵庫県美方郡新温泉町(美方郡温泉町)	9	㊦	㊸	2.49	(浜坂町上水道)
21	兵庫県美方郡新温泉町(美方郡温泉町)	6	㊦	㊸	2.49	(浜坂町上水道)
22	奈良県五條市(吉野郡大塔村)	8	㊦	㊸②	2.76	(①熊野川流域 ②風屋ダム)
23	奈良県吉野郡天川村	35	㊦	㊸②③	2.76	(①熊野川流域 ②九尾ダム ③沢原簡易水道)
24	奈良県吉野郡十津川村	12	㊦	㊸②	2.76	(①熊野川流域 ②二津野ダム)
25	奈良県吉野郡十津川村	4	㊦	㊸②	2.79	(併括管理(①熊野川流域 ②二津野ダム))
26	奈良県吉野郡川上村	5	㊦	㊸③	2.12	(①紀ノ川流域 ③大滝簡易水道)
27	和歌山県田辺市(西牟婁郡大塔村)	6	㊦	㊸	3.56	(日置川流域)
28	和歌山県田辺市(西牟婁郡大塔村)	5	㊦	㊸②	3.56	(①日置川流域 ②殿山ダム)
29	和歌山県田辺市(西牟婁郡大塔村)	13	㊦	㊸②	3.57	(①日置川流域 ②殿山ダム)
30	和歌山県田辺市(東牟婁郡本宮町)	8	㊦	㊸	3.57	(熊野川流域)
31	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町	14	㊦	㊸	3.56	(中崎飲料水)
32	和歌山県東牟婁郡古座川町	50	㊦	㊸	3.55	(三尾川簡易水道)

注1 平成11年4月1日以降の市町村合併を対象。

注2 選定基準は次のとおり。複数の基準に該当する場合は、主となる選定基準を記載。

㊦：無立木地 ㊧：散生地 ㊦：粗悪林相地

注3 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。

①：森林法第25条第1項の規定に基づき農林水産大臣が指定する重要流域 ②：ダム等の上流域 ③：水道施設等(設置予定を含む)の上流域

④：過去に濁水等が発生した市町村の上流域 -：重点化基準に該当しない

注4 「B/C」：便益(B)を費用(C)で除算した値。林野公共事業の採択基準は、B/C≥1.00。

注5 「併括管理」：契約面積が5ha未満の箇所において、複数の団地を一括して管理することをいう。(緑資源機構業務方法書 第20条)